

(第
問)

第1. 規制①について。

1. 規制①は、この高速専業化による乗合バス事業者の職業選択の自由を制約しているがゆえに、その合憲性が問題にரியる。また、高速専業である乗合バス事業者にのみ負担を課すことが平等権を侵害するものとしても問題にரியる（以下但し憲法以下省略）22条、14条）。以下検討する。

2. (1) 又、規制①は高速専業の乗合バス事業者の職業選択の自由を制約するが、それともその運行の自由を制約するにすぎないかが問題になる。職業選択の自由は、~~職業選択の自由~~、を實質的に保障するためには職業遂行の自由を憲法上保障することが必要であるから、運行の自由があるからその保障を受けるための、選択の自由を規制することは規制の程度が強いため、何れであるかが問題になるのである。

1. 本件についてみると、高速専業化による乗合バス事業者が、貸切バス事業者に転業して高速路線バスの運行を委託されるが、従来通り高速路線バスの運行が行われる。したがって、規制①は

高速バス運行の運行方法を一部改めるにすぎないため、運行の自由の制約にすぎないからには思われる。

しかし、乗合バス事業者と異なり、貸切バス事業者は、一個の契約で自動車を一輛、乗客を運送するものもあり、外見上は一見類似しているが、その内容の異なりが別個の職業である。従来、~~乗合バス事業者~~ 従来は、~~乗合バス事業者~~ 貸切バス事業に転業すること、別個の職業を営むことを強制するものではないが、職業選択の自由を制約するものといえる。問題の所在が違う

この部分の位置付けが不明確

(第
問)

確かに、~~乗合バス事業者~~ 生活路線バス事業に転入すること、従来は、~~乗合バス事業者~~ 高速バス事業を継続させることは、元来、~~乗合バス事業者~~ 生活路線バス事業を営むこと、また事業者の経営の安定を営むことが転入する地域は事業上ない。

したがって、職業選択の自由を営む。

(2) 又、判例によれば、職業選択の自由を警察目的を制約する場合にのみ憲法の推定がはたらく。本件では、~~職業選択の自由~~ 警察目的を制約する段階であるため、裁判所の審査能力との関係で目的二重論

第

問

審査基準

を適用することは相当でない。しかし、行政の裁量権の行使を妨げるために、規制目的を検討することは適切であると考えられるため、この点を見る。

1. 本件では、地域の高齢者や高齢者の介護手段の確保、運転ミスによる人身事故が減少、高齢者の免許返納の阻害要因とならないことが目的とされている。例えば、直接的な新規の免許に与える影響、主たる目的が前項にあると考えられる。

2. 一方、かかる政策の多様な利益衡量のうえに実現されるものがあるから、行政に幅広い裁量が与えられている性質の規制であると考える。これは、職業の自由、自己家族の保護、社会人の労働、収入の確保、高齢者の介護とに重なる権利である。

(3) 以上を以て通り、規制①は職業選択の自由そのものを制約するが、行政の裁量の規範である。そこで、目的が重要、手段がそれと実質的関連性がある場合に限り、許容されるに解する。

(4) 本件の目的は、上述(2)のとおり重要なものがある。

次に手段である本件規制①の内容について、生活路線に与える利益向上を図るために、高速専業に与える専業を許さないことには実質的関連性がないと言わざるを得ない。

問題の所在を理解できていない

第

問

立法担当者には当該規制が本人の知るべき事項であるというが、上述のとおり、高速専業に与える影響は専業主業に与える影響と異なるため、立法担当者の想定は抽象的であり、具体的なものである。

3. したがって、このことは、高速専業と専業主業を区別することの合理的理由がないことを意味している。

4. 以上から、規制①は22条、14条に違反し、合憲性を欠く。

第2. 規制②について。

(1) 1. (1) 1. 特許可能と地域交通システム法の第5第2項は、過料を定めること、第5第1項は、過料に不服を申し立てる権利を定めること、31条に反しない。

(2) 過料は刑罰であるが、行政処分である。適正な手続の規制は及ぶべき。これは、多様な目的と行政処分から、刑罰類似の性質を有する場合には、刑罰に準じて扱うべきである。

(3) 第5第1項について、これは、特定の施設、時間、方法を限定しているため、過度に広範でない。また、判例は、通商の判断能力を有する一般人において、具体的場合

問

に尊厳行為が初適用を受けた場合の判断
が可能である(例として、基礎を説くこと
が右に示す)。抽^{選取}象が判断可能。第5項は
時、場所、方法が具体的に示されている。
特段の問題はない。

2. (1) 又では、規制④は域外に居住する人の
移動の自由(22条)を制約するものとして
合憲性が問題にさらされる。また、域外
と域内の人を規制を分けずのは平等
権~~の侵害~~ (14条)を侵害するものとして
問題にさらされる。

(2) だが、その自由の制約が
ある。自家用車を使用する元々
当然に受けるべき社会的制約がある。
それである。

したが、本来、私的領域に立入禁止の
限、物の自由の行使がなされるに
おける制約の内、私的領域に立入禁止
は認められ、

自由と制限の関係を、新自由
 自由と制限の関係を、新自由
 時、偶所、否定と肯定の進行
 の否定と制限の関係を、新自由

原由 元の由が在 例の 手紙が 手紙のい

(3) 次に、行政の裁量の問題には、~~この点、~~
この点、規制の目的は、緊急車両の通行
確保や安全な通行の確保という警備目的
にあるから、その裁量には相対的に縮減
される。

(4) 以上所記の如く、規制の内容が物物の自由と
財産の制約は小之又小の、行政の裁量の幅
は限定されるから、目的が重要で手段
が実質的関連性を持つときには限り許容
される。

(15) 7. 主目的は、安心・安全を確保すること。
 これは、その重要性は新しい新が示す
 1. 次に、その新投があるが通滞の
 解消にたいし、滞りが地域通行人
 を危険にさらし、緊急車両を妨げている
 から、実質的関連性がある。

け、しかし、車にその手段がある域外
 からの自家用車の乗り入れの禁止について
 は、自家用者のみに限って禁止する二つに
 実質的な関連性があるのか、疑い
 がある。なぜ？

この点、石炭の積炭の原因に

(第 問)

1 は観光バス等にはおのれから、これを規制材
2 象にしようが渋滞は解消しようとは思わ
3 れる。

4 しかし、観光バスは一台で多くの乗客が
5 乗ること、また、70の運転手が運転
6 することから、単全の運転がよくなる。所
7 々あると、自家用車のそれを対象として規制
8 して渋滞の解消に相当の貢献をする
9 所あるから、実質的関連性が認め
10 られる。

11 3. また、域内の住民は日常的に行
12 うが域内で自家用車を使用せざるを
13 ない。域外の住民は余暇である観光
14 として域内に訪れるのであるから、域外
15 の住民のそれを対象とするに合理性は
16 ある。

17 4. 以上から、規制は22条、14条、31条に
18 反して憲法適合的である。

19 以上

(第 問)